

中小企業の皆さまの知財のお悩みを解決！



自社技術を活用し、
新規事業を
立ち上げたい！

自社のロゴマークを
守るためには？

自分のアイデアを
守るための
手続きや費用は？

こんな悩みありませんか？

窓口相談時間

平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みとなります。 **ご相談は事前の予約が必要です**

相談内容

- ・産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の出願手続きについて説明します
- ・先行技術調査など、特許情報等の検索を指導します
- ・知的財産に関する各種支援施策を紹介します
- ・評価・権利化・活用方法を提案します

相談
無料！

私たちがご相談に応じます

※必要に応じて訪問相談も可



【月・火・水曜日担当】

知財活用アドバイザー

小野 昭人

機械系メーカーで約30年間の知財実務経験を経て、
当窓口担当は10年目です。特許や商標などの知的
財産権の取得やその活用面を幅広く支援します。



【木・金曜日担当】

知財活用アドバイザー

森本 理子

支援担当者として13年目となりました。出願手続
きや専門家を活用した課題解決等、様々な支援を
行っています。広島県内へのご訪問も可能です（無
料）。お気軽にご相談ください。

会員事業所の皆さまへ 知的財産権の取得を応援します！



福山商工会議所知的財産権取得支援事業

当地域の中小企業の皆さまが、ものづくり技術の向上及び競争力と経営基盤の強化を図る
ために行う、知的財産権の取得事業に対して、その経費の一部を補助する事業です。

補助対象者	福山商工会議所の会員事業所(会費を完納している方、中小企業者)
補助対象事業	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業
補助対象事業費	①出願手数料 ②出願審査請求手数料 ③実用新案技術評価請求手数料 ④弁理士費用
補助金額	補助対象事業費の2分の1以内 限度額10万円 ※ただし、同一出願案件1回限り、当該年度1中小企業者1回限り ※他の公的機関の補助を受けていないものに限りです
申請期間	2023年3月末日まで随時受付 (注)予算がなくなり次第募集は終了となります。ご了承ください。 特許庁への(出願・出願審査請求・実用新案技術評価請求)提出前に申請が必要です。

【相談予約・お問合せ】

広島県中小企業知財支援センター福山サテライト (福山商工会議所 産業課)

〒720-0067 福山市西町2-10-1 TEL: 084-921-2349 FAX: 084-922-0100